



サハリンエナジー投資会社
健康、安全、環境並びに社会的影響に関する
活動計画
第4版

Health, Safety, Environmental and Social Action Plan

この文書の著作権はサハリンエナジー投資会社に帰属する。文書の全部又は一部の複製、検索システムへの登録、転載は、いかなる形式及びいかなる手段（電子的、機械的、リトグラフによる記録、その他）でも、著作者の文書による事前承諾なしに行うことは出来ない。この規制された文書は、文書管理者の正式な承認なく変更してはならない。

	<p>健康、安全、環境並びに社会的影響に関する活動計画</p>	<p>第 04 版</p>
--	---------------------------------	---------------

目次

- 1 はじめに..... 3
 - 1.1 目的と範囲..... 3
 - 1.2 構成..... 3
 - 1.3 サハリン島とプロジェクトの背景..... 3
- 2 健康・安全・環境及び社会的活動の管理..... 4
 - 2.1 サハリンエナジーの一般ビジネス原則..... 4
 - 2.2 サハリンエナジーの持続可能な発展方針..... 4
 - 2.3 サハリンエナジーの HSE 方針及び公約..... 4
 - 2.4 サハリンエナジーの管理システム..... 5
 - 2.4.1 管理システムの枠組みと内容..... 5
 - 2.4.2 災害とリスクの管理..... 6
 - 2.4.3 目標及び年次改善計画..... 7
 - 2.4.4 組織、リソース、役割及び責任..... 7
 - 2.4.5 気づき、訓練及び能力..... 8
 - 2.4.6 コミュニケーションとコンサルテーション..... 8
 - 2.4.7 変革管理..... 9
 - 2.4.8 緊急時の備えと対策..... 9
 - 2.4.9 是正及び予防活動..... 9
 - 2.4.10 マネジメントレビュー..... **Error! Bookmark not defined.**
- 3 公約（コミットメント）..... 10
 - 3.1 ロシア及び国際的基準に対する公約..... 10
 - 3.2 管理システム基準に対する公約..... 10
 - 3.3 会社基準に対する責任..... 11
 - 3.4 公約の変更..... 11

	健康、安全、環境並びに社会的影響に関する活動計画	第 04 版
---	--------------------------	--------

1 はじめに

1.1 目的と範囲

健康、安全、環境（HSE）及びに社会的影響は、サハリンエナジー投資会社（以下、サハリンエナジー、又は会社）によって、会社の事業活動の一環として管理される。サハリンエナジーは、人々に害を及ぼさない、環境を保護する、及びサハリン島の居住者やその他の主な利害関係者に利益をもたらす等、持続可能な開発に寄与する、という目標を追求することを約束する。

この健康、安全、環境及び社会活動計画（HSESAP）は、サハリンエナジー社が、サハリン 2 フェーズ 2 プロジェクト（以下プロジェクト）用に作成したものである。サハリンエナジーとフェーズ 2 シニアレンダーとの協定書（Common Terms Agreement、以下 CTA）のもと、会社はこの HSESAP に関わる全ての条件に従うことを約束する。

HSESAP は環境、健康ならびに社会的影響アセスメント（補助文書や付録文書を含む）の公約を統合したものである。HSESAP は、健康・安全・環境や社会的影響を許容可能なレベルまで削減、緩和又は管理する目的で、会社とフェーズ 2 シニアレンダーの間で同意された手段を詳述する。

HSESAP は、会社が実施したものか下請業者が行ったものかに関わらず、サハリン島とその周辺における、あらゆるプロジェクトの施設、建設活動、作業に適用される。

HSESAP は 2005 年 10 月に初版が発行され、2007 年 8 月に更新され、2010 年 2 月には操業期間向けに改訂され、2013 年 7 月には改定された世界銀行／国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード（2012）に準拠して改訂された。

会社の公約は、CTA によって生じつものに限定されており、矛盾や曖昧さがある場合、HSESAP 中のいかなる文言より CTA が優先されるという点に注意。

1.2 構成

この HSESAP は：

- 会社に適用される高レベルの原則を要約し、
- 会社の HSE 及び社会活動管理システムを概説し、
- ロシア連邦の要求事項と国際基準、管理システム基準、及び当 HSESAP のもとで会社の詳細な公約を特定する会社の基準、に対する会社の公約を明確にする。

第 3.3 節にある参照は、HSESAP の不可欠な部分である。

1.3 サハリン島とプロジェクトの背景

サハリン 2 プロジェクトは、ロシア連邦政府、サハリン州当局及びサハリンエナジーとの間で 1994 年 6 月に署名された生産分与協定（PSA）のもとで開発された。サハリン 2 は世界最大規模の統合された石油・ガスプロジェクトである。

フェーズ 1 は、1999 年にピルトン - アストフスコエ鉱区に設置された海上プラットフォーム「モリクパック」からの最初の石油生産に関与した。フェーズ 2 には、サハリン島の北東海岸に位置する 2 つの追加プラットフォームの設置、海岸に向かう 3 つのプラットフォームを接続している 300km 沖合のパイプライン、800km 以上の陸上石油ガスパイプライン、陸上処理施設（OPF）、油輸出ターミナル及びロシア初の液化天然ガス（LNG）プラントの建設が含まれる。追加情報は会社のインターネット Web サイトで入手可能。

	健康、安全、環境並びに社会的影響に関する活動計画	第 04 版
---	--------------------------	--------

2 健康・安全・環境及び社会的活動の管理

ロシア連邦とサハリン地域は、サハリン 2 プロジェクトから、ロシア人の雇用や契約に対する数十億ドルの投資など、さまざまな手段で直接、継続的に利益を得ている。しかし、この規模と複雑さのプロジェクトは必然的に健康・安全・環境及び社会的影響を引き起こす。そのため会社はリスクを管理し危害を避けるために、これらの問題について体系的に管理することをコミットしている。

この第 2 章では、健康・安全・環境及び社会的問題に関する、会社の原則、方針、管理の概要を述べる。この章で言及される内容は、情報のみを通じて、この HSESAP 内で引用されており、継続的改善の対象となっている。

2.1 サハリンエナジーの一般ビジネス原則

「全般的なビジネス原則に関するサハリンエナジーの声明」に記載されている会社の目標は、株主、ロシア連邦、サハリン州及び、より広範なコミュニティの持続可能な利益のため、炭化水素資源及びサハリン 2 ライセンスに準拠する関連インフラなどを商業目的で開発し、操業し、販売することである。

その声明の中の健康・安全・環境及び社会的問題に関する、より具体的な目標には、下記が含まれる：

- ロシア連邦の法規制を遵守すること；
- 社会の責任ある法人の一員として事業を行うこと；
- スタッフと下請業者に、良好で安全な労働条件、良好で競争力のあるサービスを提供することと、人材の有効活用、従業員に機会均等の発展を促進すること；
- 事業のあらゆる面で、公正、誠実、公平を期すこと；
- 持続的発展に寄与するため、会社の公約通り、健康・安全・環境に適切な配慮をすること；
- 他の必須の事業活動と同様に、健康安全環境問題を管理するとともに、改善目標を設定し、実績を評価し、報告すること。
- ビジネスの守秘義務と費用を考慮したうえで、活動に関する全ての関連情報を合法的に、ステークホルダーに提供すること；

会社が適用している HSE と社会問題に関連するこれらの原則の一つ一つは、3 章にある公約の詳細など、この HSESAP の他の部分に反映されている。

2.2 サハリンエナジーの持続可能な発展方針

会社は、下記の主要方針を含む、持続可能な開発に関する包括的方針を採用している：

- サハリンエナジーは、ロシア連邦、サハリン島及び株主に最大利益をもたらす、健全なプロジェクトになるように効率的、且つ責任をもってビジネスを実施する、
- サハリンエナジーは、文化的多様性を考慮しつつ、経済発展、環境保護、社会的責任のバランスを保ちながら、サハリン島の現在と将来のニーズに貢献する、
- サハリンエナジーは、サハリン地域における、より広範で長期的な経済、環境、及び社会上の利益をもたらすよう手段を識別し、株主と連携し、協働する。

2.3 サハリンエナジーの HSE と SP の方針及び公約

以下の文言は HSE と SP の管理を反映し、管理システム (2.5 節参照) の基礎を設定する。こ

れは最高責任者 (CEO) によって署名され、スタッフと契約業者全てに、各々の言語とあら

	<p>健康、安全、環境並びに社会的影響に関する活動計画</p>	<p>第 04 版</p>
--	---------------------------------	---------------

ゆる手段で伝達される。

健康・安全・環境と社会活動に対するサハリンエナジーの公約

われわれは下記を約束する：

- 人々に害を与えない；
- 環境を保護する；
- 隣人を尊重し、事業を通して社会に貢献する；
- 原料とエネルギーを効率的に利用し、製品とサービスを提供する；
- これらの目標に則り、エネルギー資源、製品、サービスを開発する；
- われわれの事業による健康・安全・環境、及び社会に与える負の影響を回避し、緩和するよう努力する；
- 実績について公表する；
- リーダーとして、業界におけるベストプラクティス（優れた実践）を推進する；
- 他の重要なビジネス活動と同様に HSE 及び社会活動問題を管理する；
- 全てのサハリンエナジーのスタッフがこの公約を共有する企業文化を推進する；

上記の公約より、われわれは、自分たちが誇りにできる HSE 活動実績を持ち、顧客、株主及び社会全般からの信頼を得、良き隣人となり、持続可能な発展に寄与することを目標とする。

サハリンエナジー投資会社の健康・安全・環境と社会活動方針

会社は：

- HSE、及び社会のリスク管理を手続化しており、法令遵守と継続的な改善が出来る様作成している；
- 改善と対策の目標を設定し、実績の評価と報告をする；
- この方針に従い、契約業者に HSE 及び社会活動を管理するよう求める；
- 会社の影響力を行使して、事業に関係するが直接的な支配が及ばない会社に対してもこの方針、又は同等な方針を推進する；
- 近隣住民及び影響を受けたコミュニティと効果的に関与する；
- 全てのスタッフの評価と報酬に HSE 及び社会活動実績を含める；

以上につき、われわれ全員に義務がある。

サハリンエナジーの各従業員は、危険な行動や状態、またはこのHSE及び社会活動方針に従っていない行動に対し介入する権利と義務を持つ。

2.4 サハリンエナジーの管理システム

2.4.1 管理システムの枠組みと内容

サハリンエナジーの HSE 及び社会管理は体系的であり、ロシア連邦法に従うとともに国際的標準に適合し、持続的な実行改善を得られるように設計された。

会社の統合された「HSE 及び社会管理システム」には、サハリンエナジーが HSE や社会問題及びリスクを管理する為に使う規制が記述され、会社の下請業者が実施するものも含め、全てのサハリンエナジーの施設、プロジェクト及び活動に適用される。サハリンエナジーは、HSE 及び社会リスク管理が、事業の成功にとって必須事項であると確信している。会社は、国際的なグッドプラクティス（優れた実践）に則す管理システムを維持し、発展させ、継続的な改善をする。

管理システムは、ISO 14001 及び OHSAS 18001 の「計画・実施・検討・対処 (Plan-Do-

	健康、安全、環境並びに社会的影響に関する活動計画	第 04 版
---	--------------------------	--------

Check-Act)」手法に基づいており、それは：

- 会社の HSE 及び社会方針に従い、手順と目標を設定する、
- 手順を実行する、
- 手順を方針、目標、法規制及びその他規制に照らして、監視、測定するとともに、その結果を報告する、
- HSE 及び社会活動の持続的改善を促進する。

管理システムは、標準規約、手順、運用上の基準、及び計画を含む、**構造化された枠組み**であり、企業から施設レベルまで適用される。表 1 にそれぞれの項目について記載されている。

表 1 ; 管理システムの内容

対象項目	詳細項目が提供されている箇所：
方針	<ul style="list-style-type: none"> • 方針 2.3, 2.4, 3.3
計画	<ul style="list-style-type: none"> • 災害（側面／問題）の識別、リスクと影響評価、規制の決定を含む、リスクと課題の管理 2.4.2 • 法的及びその他の要求 3.1-3.3 • 目標設定と年次改善計画 2.4.3
実行	<ul style="list-style-type: none"> • 組織、リソース、役割及び責任 2.4.4 • 意識、訓練及び能力 2.4.5 • 請負事業者管理 3.3 • 内部及び外部とのコミュニケーション、参加、コンサルテーション 2.4.6 • 文書化、文書管理及び記録 2.4.6 • 労働衛生、要員安全、資産保全及び安全手順、輸送、環境及びその他の話題に関する運用上の規制 3.3 • 先住民、文化遺産、土地買収、移転、補足的補助、公開協議と情報公開、苦情、社会投資などの社会的活動に関する運用上の規制 3.3 • 変革管理 2.4.7 • 緊急事態の備え及び対応 2.4.8
評価	<ul style="list-style-type: none"> • 規制遵守と実績モニタリング及び報告 3.3 • 事故、非適合の報告、学習 3.3 • 修正・予防活動 2.4.9 • 検査と監査 3.3
改善	<ul style="list-style-type: none"> • マネジメントレビュー 2.4.10

2.4.2 災害とリスクの管理

会社は、甚大なリスクを合理的に実行可能な限り出来るだけ低く（ALARP）するとともに、持続的改善を達成するために、**HSE**と社会リスクを管理する。**ALARP**とはこれ以上のリスク低減に要する費用（時間、お金）がリスク低減によって得られる利益と釣り合わなくなる状態である。

ロシア連邦、レンダー、採用されている国際基準及び業界のグッドプラクティス（優れた実践）の要求に従った、適切な規制の設計と管理を決定するために、**HSE**災害／局面と社会的影響を識別し、リスクと影響を評価し、詳細化された一連の手順が実行される（3.1－3.3節参照）。

この場合の鍵となるのは、何らかの新たな大規模プロジェクト又は既存施設に対する大きな

	健康、安全、環境並びに社会的影響に関する活動計画	第 04 版
---	--------------------------	--------

改修の前に、会社が影響アセスメント（Impact Assessments（IA））を実施することである。利害関係者との協議は IA の不可欠なパートであり、その内容を IA に反映すること。以前の環境と社会的影響アセスメント（関連する補遺と特別な研究を含む）は、会社の基準に寄与し、それに続く管理計画、プログラムは、現在の業務に情報を提供した。

もうひとつの重要なツールは、実際と想定される結果の分類、深刻度の決定、適切なリスク管理の指針となるリスクアセスメントマトリクスである。このマトリクスはまた、分類の方法論、事故と違反の救済（3.3 節参照）の際にも利用される。

会社の問題管理手順（Issues Management Process）は、HSE や社会活動を含む風評に対する潜在的な問題を識別、評価し、対応計画の策定及び監視のために適用される。必要に応じ、サハリンエナジーの理事会で、問題の検討が行われる。

2.4.3 目標及び年次改善計画

会社方針に記載された目標を達成する為、毎年、サハリンエナジーの最高責任者（CEO）は、戦略目標（5 年）、具体的な成果指標と目標、HSE・社会的活動計画を決める。

企業 HSE 計画、企業社会活動計画、支援計画、詳細活動、時間枠（タイムフレーム）及び人材を組織の関連する機能と各レベルに周知徹底する。会社はこれらの戦略目標の概要を HSE と社会に関する年次報告の中で公開する。

会社は契約業者に要求事項を通達し、契約業者自身の計画も、契約業者が利用可能な範囲において会社の要求に合わせるよう求められる（3.3 節参照）。

目標に対する成果と計画の実行は定期的に調査され、報告され（3.3 節参照）、評価される（2.4.10 節参照）。

2.4.4 組織、リソース、役割及び責任

HSE・社会活動に対する説明責任は、経営委員会と共に会社を運営する最高責任者（CEO）にある。

HSE・安全管理委員会（HSE and Security Management Committee）の議長は CEO であり、HSE 戦略、実行と成果を監督するために毎月会議が開かれる。シニアマネージャ（施設管理者等）数名が委員会のメンバーであり、会社の HSE 部長（ゼネラルマネージャー）が事務局を務める。

対外関係レビューワークショップ（社会活動問題を含む）は年一回開催される。このレビューの結果をベースに、年次サハリンエナジー社会活動計画における社会活動の優先順位、目標と戦略及び対象が定義される。

HSE・社会活動は責任は縦割りである。つまり、CEO、管理者及びマネージャーは、関連する HSE・社会活動が現場レベルで適切に実施されていることについて責任がある。各施設/プロジェクトの HSE チーム、及び HSE 本部と社会活動チームは、サポートをすること。

施設/プロジェクトの HSE チームは、施設（アセット）とプロジェクトのサポートに次の責任を負う：適用される HSE 法の遵守、計画の実行、HSESAP で定義された基準の遵守、要求を実施するために契約業者と直接作業すること。

会社の HSE 部門は、会社の HSE 管理の監督に責任を負い、それには HSE・社会活動管理システムと基準を所管すること、年次会社 HSE 計画を調整すること、専門なアドバイス（生物多様性、道路安全、事故調査などに関するトピックス）を提供すること、データの品質管理、外部団体への公式な HSE 報告、HSE 保証活動の調整などが含まれる。

会社の社会活動チーム（Social Performance Team（SPT））は次の責任を負う：会社の社会活動のガバナンスを監督する。それには、サハリンエナジーの社会活動基準を所管する

	<p>健康、安全、環境並びに社会的影響に関する活動計画</p>	<p>第 04 版</p>
---	---------------------------------	---------------

こと、会社の年次社会的活動計画と補助計画の調整、専門なアドバイスの提供（SI/SD 活動、社会的影響アセスメント / モニタリング / 法令遵守と緩和策及び先住民などに関するトピックス）、関連するモニタリングデータの収集と品質管理、外部団体への報告、社会的成果保証活動の調整などが含まれる。

重大な社会的影響を引き起こす可能性のある主要プロジェクトの建設期間中、公約の実行と実施中のモニタリングを明確に手配するとともに、社会活動チーム（SPT）や契約業者との調整がうまく図られるよう、**施設/プロジェクトの社会的中心点（Social Focal Points、SFP）**が適切に設けられる。

契約業者や下請業者が実施する必要がある HSE 及び社会的な約束は、契約と契約者の計画（3.3 節参照）を通じて情報伝達される。

2.4.5 意識、訓練及び能力

スタッフと契約業者が、各々の仕事に係る HSE と社会規制を認識し、仕事において法令遵守と会社の管理システムに遵守することが不可欠である。

これを達成するため、サハリンエナジーは以下のこと約束する：

- 会社の人材開発計画や予算を通じ、各レベルに任命される責任者に、適切なリソース（人材、物理的及び財務的）を割り当てる；
- 従業員に 業務に関連する HSE 災害と社会的影響と要求事項を認識させる。これには基準、手順、作業指令、周知の為の資料を提供することが含まれる；
- ロシア連邦法、国際基準、及び業界のグッドプラクティス（優れた実践）を満たす仕事・担当業務に必要な研修と要求事項を特定し実施する；
- **HSE Critical Position**（レベル 1 とレベル 2、これらのスタッフには、職務明細書で指定された重要な職務に必要な、公的な HSE 能力が求められる）に相応な能力を保証する手順を維持し、実施する。この地位には **HSE Critical Position**、シニアリーダー、**HSE Professional Position** が含まれる；
- 毎年、社会活動計画の中に社会活動に関する訓練を盛り込む；
- 関連する規制を契約業者に通知すること。

2.4.6 コミュニケーションとコンサルテーション

管理当局、公衆等、外部の利害関係者とのコミュニケーションとコンサルテーションを図ることはサハリンエナジーにとって非常に重要である。パブリックコンサルテーションと情報公開は、公約に従って実施される（3.3 節参照）。コミュニティ連絡役員（CLO）は、コミュニティの関係を維持する（3.3 節参照）。CLO は、CLO 概要書に詳述されていて、パブリックコンサルテーションと情報公開計画（PCDP）1. に添付されている。

一般方針として、苦情を回避する為にサハリンエナジーは、影響緩和手段とコミュニティ連絡活動を通じて、潜在的な問題が苦情になる前に対応する。苦情が発生した場合、会社のコミュニティ苦情処理（3.3 節参照）の手順に従って対処される。苦情の申し立て方法と、苦情の処理プロセスを告訴人がわかるように記述した、公開苦情情報手引書が利用できる。

HSE と社会問題についての社内情報共有は非常に重要である。通常業務の一環としての連絡に加え、組織のさまざまなレベルにおける効率的なコミュニケーションがサポートされている。スタッフと契約業者は、決められた報告手順を通じ、事故、ニアミス、規制違反の報告をす

1 PCDP は、当社の公式サイトにより公開されている。

	<p>健康、安全、環境並びに社会的影響に関する活動計画</p>	<p>第 04 版</p>
---	---------------------------------	---------------

ること。また、危険な行為や状態に際し、会社は公開介入することを強く奨励する。さまざまな場所で行われる HSE フォーラム、HSE 会議を通じ、影響や活動、改善案などを議論する場所を管理者、スタッフ、契約業者に提供する。重点課題は計画プロセスを通じて通達され、進捗と実績は定期的に組織のさまざまなレベルで評価・連絡され、CEO と CED は定期的に組織に対し、優先順位、進捗、実績を通知する。

文書、文書管理及び記録は良好な管理システムの実施により、作成され、保管される。

2.4.7 変革管理

変革管理は、産業における効率的な HSE 管理のための基礎である。時間の経過とともに、HSE や社会活動に影響する施設や運用手続、その他活動において変革が必要になるかもしれない。例えば、法や他の規制の変更、モニタリング結果、予期せぬ事故、目標に対する実績評価などが、変革を必要とする改善を提起するかもしれない。

会社は、変革は通常業務として認識されて管理されるよう、変革の管理の手続きを実施する。変革は、レベル 1,2,3,4 に分類され、リスク、影響、費用、影響箇所、複雑度などを基に、権限を与えられた変革委員会（Change Panel）が任命される。変革は、HSE 及び社会への影響について評価され、影響が特定された場合は、規制と緩和策を策定される。変革は、技術権威者と権限を持つ変革委員会によって審査され、承認される。レベル 1 の変革は、プロジェクト拡張 HSES 手順（Project Expansions HSE Procedure）に基づき、レンダーが精査する。この HSESAP の変革は、3.4 節の定義された方法で管理される。

2.4.8 緊急時の備えと対策

サハリンエナジーは、火災、流出、医学的な緊急事態などの発生で予想される結果を緩和するために、効果的な緊急対策の計画を作成する。

法規制及び業界のグッドプラクティス（優れた実践）に従い、各施設の重大なリスクをもたらす事故シナリオについて緊急対策計画が準備される。会社の緊急対策と対応手順には：通知と連絡体制、特定任務と責任を持つ対策組織、必要な資材、訓練、訓練プログラム、相互援助及び評価と継続的改善などがある。

油流出に関しては、会社の「油流出対応と対応仕様（Oil Spill Preparedness and Response Specification）」により規定されている（3.3 節参照）。

2.4.9 是正及び予防処置

事故（苦情を含む）、規制違反報告・教訓、確認作業により判明したこと、その他公約に対応する為には是正処置と予防処置を実施する。

実際の、及び潜在的な規制違反を排除するための対応は、問題の規模に応じ、直面した HSE リスクに相応し、適切なリスク管理と変革管理の対象となる。サハリンエナジーは、そのような処置の報告、記録、追跡のためのデータベースツール（ファウンテン・インパクト及びファウンテン・アシュアランス、源泉影響と源泉保証）を維持する。

2.4.10 マネジメントレビュー

法令遵守、実績モニタリングと報告、事故と規定違反報告と学習、是正と予防処置の現状、及び、確認作業から判明したことの評価を定期的に行う。

サハリンエナジーは、管理システムの適合性、妥当性、有効性が継続することを確認するために、正式なマネジメントレビューを実施するとともに、改善処置をとる。マネジメントレビューは施設資産、機能、及び HSE 管理委員会が実施すべきであり、以下の項目が含まれる：

- 活動実績、事故調査、監査、法規制及びその他規制の遵守や変更、是正・予防処置の現状、参画とコンサルティングの結果、その他の情報の傾向と教訓を検討すること、

	<p>健康、安全、環境並びに社会的影響に関する活動計画</p>	<p>第 04 版</p>
--	---------------------------------	---------------

- 管理システムの自己評価を実施すること、
- 管理システムの改善と変更の必要性を査定すること。

マネジメントレビューから出た結果は、年次改善計画手続きに反映される。サハリンエナジーは、HSE・社会活動に関する要約を年次公開報告書の中に盛り込む。

3 公約（コミットメント）

3.1 ロシア及び国際的基準に対する公約

プロジェクトの建設と操業についてサハリンエナジーは、ロシア連邦の HSE と社会規制を遵守し、融資契約書に基づいて、TEO-C²（ロシアのプロジェクト承認プロセス）を遵守し、またはその他適用される HSE 及び社会関連許認可を取得すること。

加えて、サハリンエナジーは、定性的・定量的な世界銀行／国際金融公社（IFC）の HSE・社会方針及びガイドライン、EU の定性的・定量的な HSE 指令又は 3.3 節の一部（例外、逸脱や非遵守表現、及び、基準対照一覧表の中のコメント文を除く）に記載された文書を遵守すること（契約業者や下請業者によって実行されるものを含む）。更に会社は、協定書（CTA）の条件に基づき業界のグッドプラクティス（優れた実践）に従って事業を展開する。

会社は、3.3 節に上記の基準に遵守する為の対応を記載しており、フェーズ 2 シニアレンダーによって精査と協議されている。

HSE 及び社会に関する国際条約に関する公約は下記のとおり：

- 協定書（CTA）で求められている法令遵守より、会社は、民間団体に適用されるもので、ロシア連邦が批准している HSE 及び社会的国際条約の条項のうち、プロジェクトに関する条項などに従う。
- 会社は、ロシアの法に従うことを前提に、ロシア連邦が批准していない条約に関しても、民間企業にも適用可能で、それらの団体にとってもその合理的な実施が実現可能である場合、それぞれの事例に記述された範囲において、3.3 節に記載された条項に従う。
- 3.3 節に記載された条項の中で、今後ロシア連邦が批准した場合、最初の箇条書きの項目が適用される。

会社は、手続に基づき法やその他規制を認識する。一方、専門家は最新の法律その他規制に関する情報にアクセスする（外部の法律コンサルタントの報告書、外部の法律データベースにアクセス、その他の情報源などを通じて）。適用されるロシア連邦の要求事項を要約した文書と、採用される国際要求を指定した文書は、3.3 節に示したとおり、関連性のある基準毎に維持される。関連する法律及びその他規制の変更は、管理システムの中で反映され、適切に実行される。

3.2 管理システム基準に対する公約

サハリンエナジーは、下記の認証の取得と保持を公約する：

- 国際標準化機構 ISO 14001:2004 環境マネジメントシステム；
- 労働安全衛生審査規格 18001:2007 労働安全衛生マネジメントシステム。

これは、会社の管理システムが業界のグッドプラクティス（優れた実践）に則していることと、持続的改善が実施されていることの外部保証である。

2 建設の開始に先立ち、プロジェクトがロシア政府から獲得した「建設のための技術的・経済的根拠（TEO-C）」の承認が最も重要である。

	健康、安全、環境並びに社会的影響に関する活動計画	第 04 版
--	--------------------------	--------

3.3 会社基準に対する責任

サハリンエナジーの基準は、会社の管理システムの一部を構成しており、主に世界銀行グループ／国際金融公社（IFC）の基準とガイドライン、ロシア連邦の規制、旧・環境社会影響アセスメント（関連する補遺と特定の研究を含む）及び利害関係者の要求に由来している。

この HSESAP でサハリンエナジーは、「会社基準に対する HSESAP 公約（HSESAP Commitments to Company Standards）」に記載された全ての HSE 及び社会規制に遵守すると約束する。これらの文書は、この HSESAP のもと、フェーズ 2 レンダーの承認が必要で、会社の Web サイトで開示すること。

3.4 公約の変更

会社とフェーズ 2 シニアレンダーは、HSESAP の変更について下記の手続きに同意している。

会社とフェーズ 2 シニアレンダーは、HSESAP の義務的事項に対して必要と考えられる、もしくは適切と考えられる正当な変更を求める権利を与えられている（他方は合理的な理由なく承認を保留しない）：

- 法令遵守；又は
- 現行の影響緩和策で HSE 及び社会への影響を適用基準までに満たせない場合、又は予測・予想外な影響が発生した場合（2.3 節も参照）；又は
- HSESAP、法規制でカバーされてない影響がある場合；又は
- プロジェクトが拡張する場合。

さらに、継続的な改善を促進する為、「会社基準に対する HSESAP 公約」にある文書は定期的に見直し、改訂すべきである。例えば、国際基準が改定され、会社がそれに合わせると決定した場合、調査、監査、マネジメントレビューから得た適切な教訓を盛り込む場合などがある。

会社は、（合理的に行動する）フェーズ 2 シニアレンダーによる事前の承認なしに文書を改定してはならない。また、会社が「会社基準に対する HSESAP 公約」の改訂を最終的に承認、出版、実行する前に、フェーズ 2 シニアレンダーの承認を「会社基準に対する HSESAP 公約」の文書上で確認しなければならない。